

公益財団法人草加市文化協会役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

	平成 24 年	7 月 25 日	制定
改正	平成 26 年	1 月 31 日	
改正	平成 27 年	5 月 25 日	
改正	令和 2 年	3 月 31 日	
改正	令和 4 年	3 月 28 日	
改正	令和 5 年	1 月 19 日	
改正	令和 6 年	1 月 25 日	
改正	令和 6 年	9 月 27 日	

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人草加市文化協会定款（平成 24 年 5 月 28 日制定。以下「定款」という。）第 14 条及び第 29 条の規定に基づき、公益財団法人草加市文化協会（以下「協会」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 協会を主たる勤務場所とし、週 3 日以上勤務する役員をいう。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 13 号で定める報酬等をいう。
- (5) 費用 職務の執行に伴い発生する旅費、交通費、手数料等の経費をいう。

(報酬)

第 3 条 常勤役員への報酬は、評議員会で定める年間報酬額内で、別表第 1 に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で支給する。

(賞与)

第 4 条 常勤役員への賞与は、評議員会で定める年間報酬額内で、別表第 2 に掲げる賞与

の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で支給する。

(退職手当)

第5条 役員及び評議員には、退職手当を支給しない。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第6条 常勤役員の報酬等の支給日及び支給方法については、職員の例に準ずる。

(費用)

第7条 協会は、理事会に出席した役員並びに評議員会に出席した評議員及び役員に対し、費用弁償として日額3,000円を支給する。

2 監事については、定款第26条の職務執行を行った場合においても、前項の費用弁償を支給する。

3 前2項の規定については、常勤役員及び草加市職員の身分を有する者を除く。

4 協会は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては前もって支払うものとする。

5 役員及び評議員がその職務により出張する場合には、出張に要する旅費を支給する。この場合の算定方法は、職員の例に準ずる。

6 常勤役員の通勤に要する交通費は、職員の通勤手当の支給を準用する。

(公表)

第8条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人草加市文化協会の設立の登記の日から施行する。

(設立の登記の日 平成25年4月1日)

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程（以下「改正後の報酬規程」という。）別表第2（第4条関係）は、令和4年12月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 3 改正後の報酬規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程の規定に基づいて支給された報酬は、それぞれ改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

(委任)

- 4 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、要綱で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和6年1月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公益財団法人草加市文化協会役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程（以下「改正後の報酬規程」という。）別表第2の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 3 改正後の報酬規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公益財団法人草加市文化協会役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の報酬規程の規定による報酬の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、要綱で定める。

附 則

この規程は、令和6年9月27日から施行する。

別表第1（第3条関係）

常勤役員の報酬

役職名	報酬の額	草加市派遣職員の場合
常務理事	月額 250,000円	月額 60,000円

別表第2（第4条関係）

常勤役員の賞与

6月の賞与	月額報酬×1.15×100分の225.0
12月の賞与	月額報酬×1.15×100分の225.0

常勤役員の賞与（草加市派遣職員の場合）

6月の賞与	(草加市からの給料+地域手当)×1.15×100分の48.75
12月の賞与	(草加市からの給料+地域手当)×1.15×100分の48.75